

国有地売却のお知らせ
(すぐに購入できる物件)
下記の物件を先着順により売却します

(鳥取県)

物件番号	所在地	区分	地目(注1)	数量(m ²)	用途地域	建蔽率(%)	容積率(%)	売却価格	申込受付期間
302	鳥取県鳥取市福部町湯山字四ノ尾沢607番5外4筆	土地	原野・宅地・雑種地(宅地)	1,099.28	指定なし(都市計画区域内)	70	400	5,450,000円	令和4年1月6日(木) ～ 令和4年4月28日(木) 9時から12時、13時から17時 (土・日曜日・祝日を除く)
303	鳥取県鳥取市気高町北浜三丁目132番	土地 建物 立木 工作物	宅地(宅地) 事務所 樹木	1,790.45 (建)728.95/(延)2,196.05 407本 一式	指定なし(都市計画区域内)	70	400	104,460,000円	
307	鳥取県東伯郡琴浦町大字笹津字屋敷西通369番2	土地	宅地(宅地)	256.26	指定なし(都市計画区域内)	70	400	1,660,000円	

(注1)「地目」欄の土地の地目は登記地目を記載しており、現況地目を丸括弧内に記載しています。建物はすべて未登記であり、現況の種類を記載しています。

◎次のいずれにも該当しない方であれば、どなたでも申込みが可能です。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当する者
- (2) 国有財産法(昭和23年法律第73号)第16条の規定に該当する者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者

◎買受けを希望される方は、「売払申請書」に必要事項を記載し、実印を押印のうえ、必要書類を添付して、下記お問い合わせ先へ持参又は郵送してください。ただし、同日に複数の方から申請があった場合は、申請者のくじ引き(日時、場所等は別途連絡)により売払申請書を受理する方の順序(第1から第3順位まで)を決定します。売払申請書の様式及び必要書類の詳細等、購入手続きの概要につきましては、中国財務局ホームページ(<http://chugoku.mof.go.jp/>)に掲載しておりますのでご覧ください。

◎売買契約締結後に、次に掲げる情報を、中国財務局ホームページに公表します。

所在地、登記地目(建物付土地の場合は登記地目及び種類)、面積(建物付土地の場合は土地面積及び建物面積)、応札者数、開札結果、不落等随契の有無、契約年月日、契約金額、契約相手方の法人・個人の別(契約相手方が地方公共団体の場合は当該団体名)、契約相手方の業種(契約相手方が法人の場合のみ)、価格形成上の減価要因(国の予定価格(予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づき定める予定価格をいう。)の算定に当たり、地下埋設物、土壤汚染等の物件の状況又は建物解体撤去を減価要因とした場合のその要因をいう。)、都市計画区域、用途地域、建蔽率、容積率
なお、公表への同意が契約締結の要件となりますので、ご了承願います。

◎物件の詳細や申込方法等については、下記お問い合わせ先へお申し出ください。

【お問い合わせ先】

〒680-0845 鳥取市富安二丁目89番地4 鳥取第1地方合同庁舎3階
中国財務局鳥取財務事務所管財課(担当:三原(望)、三原(幸))
TEL:0857-26-2295(内線346) FAX:0857-27-1010